

総行行第325号
総行経第3号
令和7年6月26日

各都道府県会計管理者
各都道府県契約担当部長
各都道府県財政担当部長
各都道府県行政改革担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市会計管理者
各指定都市財政担当局長
各指定都市契約担当局長
各指定都市行政改革担当局長

殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)
総務省自治行政局行政経営支援室長
(公 印 省 略)

地方公共団体の発注における適切な価格転嫁の実現に向けた更なる取組について（通知）

政府においては、賃上げを成長戦略の要と位置付け、賃上げと投資がけん引する成長型経済の実現に向けて、「官」が先導して取組を進める観点から、働き手の賃上げ原資を確保するための官公需における価格転嫁の徹底、公定価格（医療・介護・保育・福祉等）の引上げに取り組むとともに、政府自身が物価上昇を上回る賃金上昇の実現に向けて率先垂範すべく、全府省庁における予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の総点検と見直しを進めることとしています。

総務省においては、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」（令和7年4月22日付け総務省自治行政局長通知）等により、地方公共団体に対し、適切な価格転嫁のための取組として、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成や、最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な活用等の取組を行っていただくよう周知してきたところです。

また、「経済財政運営と改革の方針2025」（令和7年6月13日閣議決定）、「地方創生2.0基本構想」（令和7年6月13日閣議決定）及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和7年6月13日閣議決定。以下「実行計画」という。）においても、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入拡大・活用、物価上昇に伴うスライド対応や期中改定等の取

組を進めることとされています。

このため、地方公共団体の発注における適切な価格転嫁を実現する観点から、地方公共団体の入札・契約手続において留意いただきたい事項を下記のとおりお示ししますので、貴職におかれましては、適切な価格転嫁に向けた一層の取組をお願いします。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への適切な対応

（1）適切な予定価格の作成について

地方公共団体の発注に当たっては、官公需契約の一部に過度な低価格競争が生じていることや最低賃金の引上げに向けた環境整備の観点等を踏まえ、需給の状況、原材料費及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた適切な予定価格の作成を行うこと。

また、同様の事業でほとんど同じ予定価格を長年見直すことなく実施している事業がある場合は、多角的な市場調査を行い、最新の実勢価格等を踏まえた積算を行うこと。

なお、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和 5 年 11 月 29 日内閣官房、公正取引委員会）では、「発注者としての行動②」として、「受注者から労務費の上昇分に係る取引価格の引上げを求められていなくても、業界の慣行に応じて 1 年に 1 回や半年に 1 回など定期的に労務費の転嫁について発注者から協議の場を設けること。」とされているため、受注者からの求めがない場合にも、定期的に協議の場を設けることが適当であること。

（2）期中における必要な契約変更の実施について

最低賃金額の改定や労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格に係る契約後の状況に応じた必要な契約変更を行うこと。

また、複数年度にわたる契約については、

- ・ 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇時における請負代金額の変更の的確な実施のため、あらかじめ、当該変更についての条項（スライド条項）を契約に定めておく
- ・ 受注者から労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇に伴う契約金額の変更について申出があった場合にはその可否について迅速かつ適切に協議を行う

等の対応を適切に行うこと。スライド条項を設けるに当たっては、公共工事におけるスライド条項（公共工事標準請負契約約款第 26 条）も参考とすること。

さらに、指定管理者制度においても、賃金水準の変動等を踏まえ指定管理料を毎年度見直すことや、その旨をあらかじめ協定に定めておく等、適切に対応すること。なお、指定管理者制度や民間委託における資材価格の高騰や賃金上昇等への対応事例及び対応状況について

は、「資材価格の高騰、賃金上昇等への対応状況に係るフォローアップ調査のとりまとめ結果及び指定管理者制度等の運用の留意事項について」（令和7年6月26日付総行経第2号総務省自治行政局行政経営支援室長通知）において示しているので、参考とすること。

2. 低入札価格調査制度・最低制限価格制度の適切な活用

（1）低入札価格調査制度・最低制限価格制度の原則導入について

低入札価格調査制度や最低制限価格制度を適切に活用することは、契約内容の適正な履行の確保はもとより、労務費、原材料費、エネルギーコスト等の適切な価格転嫁が確保され、賃上げの流れが地方に波及することで、地域経済の活性化等にも資するものであり、実行計画においても、「特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。」とされていることを踏まえ、原則として全ての入札において制度を導入することについて積極的に検討されたいこと。

なお、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の導入状況等については、現在、フォローアップ調査を実施しているところであるが、実行計画において、「自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。」とされていることを踏まえ、当該フォローアップ調査の結果については、地方公共団体ごとの導入状況等を「見える化」して公表する予定としていることに留意いただきたいこと。

（2）低入札価格調査における調査基準及び最低制限価格について

低入札価格調査における調査基準（以下「調査基準価格」という。）及び最低制限価格は、各地方公共団体において、概ね、予定価格の一定割合で設定されている状況にあるが、この割合については、各種法令を遵守できる適正な割合とする必要があること。

なお、工事請負契約に係る調査基準価格の設定に関しては、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（令和4年3月4日最終改正）により、予定価格の100分の75から100分の92の範囲内で設定するとされていること等も参考とすること。また、実行計画においては、「最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する」とされていることから、各業所管省庁における対応も参考とすること。

（3）低入札価格調査の実施方法について

低入札価格調査を実施するに際しては、適正に作成された予定価格に照らし、業務に必要な労務費、原材料費、エネルギーコスト等が入札価格に反映されているかについて、入札価格の内訳書を徴取する等により確認することが適当であること。特に、労務費については、

- ・ 過去の類似の契約等に照らし、適切な人員数が見込まれているかどうか
- ・ 都道府県別の賃金水準など利用可能な資料（※）により適切な単価で積算されているかどうか

についても可能な限り調査・確認を行うことが適当であること。

なお、低入札価格調査により合理的な理由なく業務の履行に必要な労務費が見込まれていないと認められた場合には、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものとして、落札者としないうり扱うことが適当であること。

(※) 例えば、都道府県別の最低賃金、国土交通省が公表している公共工事設計労務単価、一般貨物自動車運送業に係る標準的な運賃(国土交通省告示)、厚生労働省が公表している毎月勤労統計調査の賃金指数、各種物価指標など

3. その他

- 価格以外のきめ細かな要素を評価することができるよう、調達 の性質を踏まえ、必要に応じ て、総合評価落札方式を活用すること。
- 中小企業・小規模事業者が地域経済や雇用の重要な担い手となっていることを踏まえ、少額 随意契約におけるオープンカウンター方式を採用する場合においても、当該調達の性質に応じ、 応募できる者の事業所の所在地に関する必要な資格等を適切に定めるとともに、上記1及び2 (3)の内容等を踏まえ、当該調達に参加した者の見積書の金額が不当に低いものとなってい ないか確認するなど、適切に対応すること。
- 中小企業・小規模事業者が受注しやすい発注とするため、当該調達を分離又は分割すること がより効果的・効率的な契約内容の履行に資する場合にあっては、分離・分割発注を行うこと。

【参考 1】経済財政運営と改革の基本方針 2025（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）抜粋

第 2 章 賃上げを起点とした成長型経済の実現

1. 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着 ～賃上げ支援の政策総動員～

（1）中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 か年計画の実行

価格転嫁・取引適正化については、「官公需における価格転嫁のための施策パッケージ」⁵に基づく取組として、低入札価格調査制度⁶及び最低制限価格制度⁷の導入拡大・活用、「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」⁸に基づく物価上昇に伴うスライド対応や期中改定、国・独立行政法人等及び地方公共団体において必要となる予算の確保⁹等¹⁰を進める。

5 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）。

6 工事・製造その他の請負契約において、最低の価格で申込みをした者が、その価格では契約に適合した履行がされないおそれがある場合に、その者が契約の相手方として適当か否かを調査し、不適当であると認める場合には、その者を落札者としないうこととすることができる制度。

7 工事・製造その他の請負契約において、あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の価格で申込みをした者のうち、最低の価格で申し込んだ者を落札者とする制度。

8 令和 7 年 4 月 22 日閣議決定。

9 義務的経費への対応、地方財政計画への計上及び地方財政措置の実施を含む。

10 関連する資格を有する者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行うことを含む。

【参考 2】地方創生 2.0 基本構想（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）抜粋

6. 政策パッケージ

（1）安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生

②魅力ある働き方・職場の創出

i. 実質賃金の引上げ等

2029 年度までの 5 年間で、実質賃金で年 1 % 程度の上昇を賃上げの新たな水準であるとのノルム（社会通念）として定着させる。このため、地域経済において大半を占める中小企業・小規模事業者を対象に、サービス業等の 12 業種について業種別の「省力化投資促進プラン²⁸」を策定するなど、経営変革に向けたきめ細かな支援策の充実や、低入札価格調査制度²⁹・最低制限価格制度³⁰の導入拡大等を通じた官公需の価格転嫁の促進、医療・介護・障害福祉分野等エッセンシャルワーカーの職員の処遇改善等を進める。あわせて、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、最低賃金の影響を受ける中小企業・小規模事業者の賃上げを後押しする。

28 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版」（2025 年 6 月 13 日閣議決定）

29 最低の価格で申込みをした者について調査を行い、契約に適合した履行がされないおそれがある等の場合に、その者を落札者としないうこととすることができる制度。

30 あらかじめ最低制限価格を設けた上で、当該価格以上の申込みの中で、最も価格が低い者を落札者とする制度。

【参考3】新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025 年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）抜粋

Ⅱ. 中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画の推進

～国・自治体・業種ごとの価格転嫁状況の徹底的な可視化と改善～

中小企業・小規模事業者の賃上げと経営変革の原資の確保のため、地方の中小企業・小規模事業者の需要の多くを占める自治体の官公需（17.4 兆円（2023 年度））及び国・独立行政法人等の官公需（11.0 兆円）において、低入札価格調査制度・最低制限価格制度の導入・活用を進めるとともに、自治体における両制度の導入状況の可視化や重点支援地方交付金の徹底活用等を通じ、的確な発注手続の実施と徹底した価格転嫁を進める。また、価格転嫁率が低い業種を中心に、中小受託取引適正化法の執行強化及び労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の徹底等により、原材料費やエネルギーコストの転嫁はもとより、労務費を含む価格転嫁の商習慣化を社会全体に定着させる。

1. 官公需も含めた価格転嫁・取引適正化

（1）官公需における価格転嫁策の強化

① 労務費等の価格転嫁の徹底

官公需については、発注側の目線だけではなく、受注側の目線でも、その在り方が適切かを検証すべきであり、そうした観点から、官公需法に基づき閣議決定されている「中小企業者に関する国等の契約の基本方針」の中で実施が明記されている「物価上昇に伴うスライド対応」、「期中改定」等の対応の徹底を進める。自治体に対しても、同基本方針に沿った対応の徹底を図る必要があります、通知の発出にとどまらず、その結果のフォローを徹底する。

官公需における適切な価格転嫁の実施に向けて、国・独立行政法人等と自治体の双方が必要となる予算を確保する。

取り分け、義務的経費の物価上昇対応分については、概算要求段階を含む予算編成過程において的確な対応を行う。国立大学法人運営費交付金についても、現場の実情を踏まえて適切に対応する。自治体の財政負担については、的確に地方財政計画に計上し、その上で、適切に地方財政措置を実施するとともに、年度途中の対応のための重点支援地方交付金については、必要な事業者にできる限り広く行き渡るよう更なる活用を徹底するなど、適切な対応を実施する。これらの対応に当たっては、特に以下の点に留意して取組を進める。

- ・ 予算における単価等が、最低賃金の上昇やエネルギー代金の値上がりに対応できるようにする。発注における予定価格も同様な対応を行うとともに、前年度の低入札の価格が次年度の予定価格の検討のベースとなることは厳格に禁止する。
- ・ 契約後も、年度途中の物価上昇や最低賃金の上昇に適切に対応する。また、長期継続契約も含め、契約後の状況に応じて必要な契約変更を実施する。指定管理者制度においても、期中における様々な物価や最低賃金の上昇などを委託料に適切に反映する。その際、可能な限り手続の簡素化に努める。

- ・ 土地改良工事の場合は、受益者負担に配慮する。

さらに、一般廃棄物処理業等において、価格転嫁の重要性についての認識が十分に進んでいない自治体が多いとの指摘があることを踏まえ、政府が発出した価格転嫁の取組を自治体等に促す通知について、その更なる周知徹底及びフォローアップを行い、結果につなげていく。その際、業種ごとの価格交渉・価格転嫁の好事例の横展開等を図る。

③ 自治体の低入札価格調査制度・最低制限価格制度

低入札価格調査制度・最低制限価格制度について、工事関係以外では、制度未導入の自治体が非常に多く、特に市町村においては、約7割で未導入となっている。また、未導入の理由について、「必要性を認識していない」と回答する自治体が多いのも大きな問題との指摘がある。これを踏まえ、特別な理由がない限り、発注に際しては最低制限価格制度等を付す運用を徹底する。そうした運用見直しを実施しても、現状が改善されない場合、制度面での抜本的改革も検討する。

また、自治体における両制度の導入状況について、一覧性を持って可視化する。工事関係での速やかな導入の徹底に加え、工事契約以外の請負契約にも拡大する。

最低制限価格制度等の設定基準について、各種法令を遵守できる適正な率を業種ごとに示し、統一的な基準を作成する。

「下請かけこみ寺」において、中小企業・小規模事業者等からの官公需に関する苦情や相談を積極的に受け付けることや、個々の相談概要を総務省と共有して対応状況を確認する仕組み等を設けることに加え、各自治体において適切に対応されるよう、的確な助言・指導を実施する。

各市町村における基準値等について、都道府県で一定の方向付けを行うなど、マンパワー的にも厳しい市町村現場を支えられるよう、仕組みを見直す。

④ 的確な発注のための具体的な取組

官公需において、緊急時対応のための地域要件の設定や、新技術を使って工期を短くするといった、価格以外の要素を評価する取組を徹底する。

スライド条項やキャンセルポリシー等の契約約款のひな型を作成・周知する。オープンカウンター方式を採用する場合は、適切な地域要件を付すとともに、提出された見積書等に記載された価格が契約履行に支障を来すような著しく低い価格となっていないか等を確認する。

有資格者に見合った適切な公共工事設計労務単価の設定を行う。また、改正建設業法に基づく「労務費の基準」について、交通誘導警備員を含む幅広い職種について作成することを検討する。

あわせて、各分野の様々な課題に真摯に向き合い、的確な対応を進める。

- ・ 燃料小売業において、石油組合と災害協定を締結している国等又は地方公共団体について、当該石油組合との随意契約が可能であり、国は積極的にこの制度を活用するとともに、自治体にも積極的な活用を促す。

- ・ 警備業・ビルメンテナンス業において、分離発注を徹底する。
- ・ 警備業において、危険業務などの警備業務の割増加算をルール化する。
- ・ 印刷業において、国の契約形態の多くが物品購入契約となっているが、これを請負契約とする。
- ・ 印刷業において、コンテンツ版バイ・ドール契約を徹底する。
- ・ 電気の託送料金に関するレベニューキャップ制度において、国の承認後の状況の変化に応じて必要な費用（レベニューキャップ）を適切に変更する。
- ・ NPO 等への委託に係る間接事務費について、事業の内容に応じ適切に設定する。

また、容器包装リサイクル法に基づくプラスチック製容器包装の入札制度について、その見直しの可否の検討を含め、的確な対応を進める。